

## 3. 法学部

(1) 法学部の教育目的と特徴	3-3
(2) 「教育の水準」の分析	3-4
分析項目Ⅰ 教育活動の状況	3-4
分析項目Ⅱ 教育成果の状況	3-11
【参考】データ分析集 指標一覧	3-14



## (1) 法学部の教育目的と特徴

### 1. 学部の教育目的

本学部は、法律学・国際関係論の基礎的知識及び思考方法を確実に学修させることにより、幅広い教養を系統的な観点から習得し、人間性豊かで国際的感覚を身に付けた教養人を養成することを目的とする。

### 2. 教育目的達成に向けての方策・特徴

本学部の最大の特徴は、学部としての発足以来一貫して、法律学と国際関係学という2つの学問領域の優れた教員が協力して、社会科学の総合という視点から、国際関係に強い法曹の養成と法律学に強い国際関係の実務家の養成を目指してきたことにある。これは両学問領域に広範囲にわたる多様な科目が提供されていることに示されるとともに、卒業後の進路状況において伝統的に法曹と並んで海外勤務や海外との取引の比重が大きい金融・商社・大手メーカーが中心となってきたことにより実証される。

### 3. コース編成

上記の教育目的に資するために、本学部は従前から「法学コース」と「国際関係コース」の2コース制からなっており、3年次に進学する際に学生が自由にコースを選択できるようになっている。また、2020年4月からは新たに「法曹コース」を新設する予定である。これは一橋大学法科大学院と連携し、法曹をはじめとする法律家を志す法学部生に、より効果的な一貫した教育を提供することを目指すものである。

### 4. ゼミナール制度

本学の優れた伝統として、少人数からなるゼミナール教育がある。本学部は数多くの専任教員が担当しており、3・4年次のゼミと卒業論文を必修とし、学生は2年間継続して同じ教員のもとで専門的テーマに取り組み、仲間と議論を深めつつ、学士論文を書き上げて卒業する。ゼミナールは、学問はもとより人的陶冶の機会としても高く評価されている。また基礎教育のために1・2年生を対象とするゼミナールも開講している。

### 5. 学生のニーズを満たす多様なプログラム

ゼミナール制度のような伝統的な少人数教育を維持しつつも、本学部では、グローバル化時代において多様化する学生のニーズに即した学修を可能とし、中期目標に沿った人材を育成するため、以下のような多様な教育プログラムを有している。

- ① 副専攻プログラム制度：本学部からは「法学副専攻プログラム」と「国際関係副専攻プログラム」を、経済学部からは「経済学副専攻プログラム」を相互にそれぞれの学部学生に提供し、所定の単位を履修した場合には、副専攻プログラム修了証明書を発行する。
- ② 学部・大学院5年一貫教育プログラム（国際関係論・国際政治史）：国際関係論・国際関係史分野に関心のある優秀な学生に、学士入学から最短5年間で学士号と修士号が取得できる機会を提供する（2019年度開始）。
- ③ グローバル・リーダーズ・プログラム（GLP）：グローバルに活躍するための高い専門性を持ちつつも、ジェネラリストとしての素養を備えたリーダーを育成することを目的とした特別教育プログラム（2017年度開始）。大学1年次終了時点において10名程度の学生を選抜し修了要件を満たした選抜生には、卒業時にプログラム修了証書を授与する。
- ④ EUコース：一橋大学・国際基督教大学・東京外国語大学・津田塾大学の四大学で締結している「コンソーシアム協定書」に基づき、EUについてより一層の理解を深める新しい人材を育成することを目的とする。所要の単位を修得し、かつ卒業要件を満たした場合にEUコース修了を認定する。

## (2) 「教育の水準」の分析

### 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

#### <必須記載項目1 学位授与方針>

##### 【基本的な記載事項】

- ・ 公表された学位授与方針（別添資料 3203-i1-1）

##### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

#### <必須記載項目2 教育課程方針>

##### 【基本的な記載事項】

- ・ 公表された教育課程方針（別添資料 3203-i2-1）

##### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

#### <必須記載項目3 教育課程の編成、授業科目の内容>

##### 【基本的な記載事項】

- ・ 体系性が確認できる資料（別添資料 3203-i3-1～2）
- ・ 自己点検・評価において体系性や水準に関する検証状況が確認できる資料（別添資料 3203-i3-3）

##### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

###### ○ 教育体制

ディプロマ・ポリシーでうたわれた、多様な社会問題を、これまでの社会科学の知見の蓄積を用いながら論理的に分析し、未来志向の公正な解決策を主体的に構想し得る力を涵養するため、本学部では「四年一貫教育」体制をとり、主体的な学習計画に沿って、導入科目から発展科目へと4年間を通じて体系的に修得する仕組みとなっている。本学部は2コース制を取り、学生は3年次から法学コース、国際関係コースから希望するコースを選び、いずれかの分野に重点を置きつつ学ぶことになる。[3.1]

###### ○ カリキュラム改革の実施

本学部では、2017年度に学期制改革（4学期制への移行）と大規模なカリキュラム改革を行った。これによって、さらに多くの本学部の学生を留学生として送り出し、かつ、多くの海外からの留学生を受け入れることが可能となった。[3.1]

○ 法学部グローバル・リーダーズ・プログラム

グローバルに活躍するための高い専門性を持ちつつも、ジェネラリストとしての素養を備えたリーダーを育成することを目的とした特別教育プログラムとして、2017年度から「法学部グローバル・リーダーズ・プログラム」を開始した。1年次終了時に10名程度の学生を選抜し、英語科目や副専攻科目の履修、また最低8ヶ月の留学などの修了要件を満たした選抜生に対して卒業時にプログラム修了証書を授与する。

2017年度 第1期生10人、2018年度 第2期生10人、2019年度 第3期生11人。2019年3月に第1期生2人プログラム修了。 [3.2]

○ 副専攻プログラム制度

学際的な視野を、幅広く、かつ体系的に身につけるために本学部では一定の要件に従って指定科目を履修した学生に修了証明を付与する2つのプログラムを用意している。「経済学副専攻プログラム」（本学経済学部の経済学科目）；「EUコース」（一橋・国際基督教・東京外国語・津田塾の四大学が相互に提供するEU関連科目）

「経済学副専攻プログラム」を修了した法学部生は、2016年度8人、2017年度9人、2018年度8人、2019年度3人。「EUコース」で派遣した法学部生は、2016年度3人、2017年度1人、2018年度0人、2019年度0人となっている。 [3.3]

○ 学部・大学院5年一貫教育プログラム（国際関係論・国際政治史）

国際関係分野において高度専門職業人の育成に向けて学部と大学院における教育の連携を図るため、2019年度から「学部・大学院5年一貫教育プログラム（国際関係論・国際政治史）」を開始した。これは、当該分野に関心のある優秀な学生に、学士入学から最短5年間で学士号と修士号の取得を可能とするものである。2019年度は4人の学生を選抜した。 [3.2]

○ 法曹コースの設置

高度専門職業人の一翼である法曹・法務人材の育成強化のために、2020年度から「法曹コース」を設置する。これによって、これまで多くの成果を上げてきた本学の法科大学院と接合する、法学部3年+法科大学院2年を融合した5年一貫の新たな法曹養成の仕組みがスタートする。 [3.2]

<必須記載項目4 授業形態、学習指導法>

【基本的な記載事項】

- ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（別添資料3203-i4-1）
- ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料、学生便覧等関係資料（別添資料3203-i4-2、3203-i3-1【再掲】）
- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数（別添資料3203-i4-3）
- ・ インターンシップの実施状況が確認できる資料（別添資料3203-i4-4）
- ・ 指標番号5、9～10（データ分析集）

## 一橋大学法学部 教育活動の状況

### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

#### ○ 提供科目の特徴

本学部では、憲法、民法、刑法、国際政治理論、日本外交史など、伝統的な法学・国際関係に関するものから、知的財産法、「私法とグローバル化」「テクノロジーとリーガルイノベーション」など、現在進行中の課題に関するものまで、幅広く科目を提供している。すなわち、グローバル人材、高度職業人として活躍するために必要な法学・国際関係の素養を基礎から応用まで体系的に涵養するものとなっている。[4.1]

#### ○ 単位実質化の取り組み

講義形式の科目における単位の实質化を図るため、履修者が200人程度の授業については原則としてTAを配置して、効率的な授業の運営をはかり、かつ、学生による効果的な知識の獲得・定着を促すことに取り組んでいる。また大規模授業でもグループ・ディスカッションやプレゼンテーションを取り入れるなど、アクティブ・ラーニング的な手法を取り入れる工夫も行われている。[4.1]

#### ○ ゼミ制度を通じた少人数教育体制

本学部の後期課程（3、4年）では伝統的に少人数教育が重視されており、3年次からは、教員一人に対して平均7人前後が参加するゼミナールに2年間所属する。ここでは輪読やディスカッションを通じて専門科目を深く理解し、それを文章や口頭で表現する力を育成する。最後に、4年間の学修の総仕上げとして、ゼミ指導教員の指導の下で卒業論文の研究と執筆を行う。この全員必修のゼミナール制度は、アクティブ・ラーニングが伝統的に本学部で行われてきたことを物語っている。また同じ目的から、1、2年次の学生が履修可能な外書購読・導入ゼミも用意されている。[4.1]

#### ○ 英語による講義科目の充実化

2014年度以降、英語で講義される科目の拡充に取り組んできており、2019年9月現在、16科目に上る。英語科目は、日本人学生のみならず、長期・短期の留学生が数多く履修しており、学内における学習環境のグローバル化と、英語による知識の取得や発信力の向上に貢献している。[4.0]

#### ○ アカデミック・スキルの育成

基礎的な学問的能力を育成するため、2017年度からはアカデミック・ライティング・スキル獲得に焦点を当てた導入ゼミを、2019年度からは、附属図書館と協力し、本学部の特任講師による「法学答案の書き方講座」を実施している。[4.1]

### <必須記載項目5 履修指導、支援>

#### 【基本的な記載事項】

- ・ 履修指導の実施状況が確認できる資料（別添資料 3203-i5-1）
- ・ 学習相談の実施状況が確認できる資料（別添資料 3203-i5-2）
- ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料（別添資料 3203-i5-3）

- ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（別添資料 3203-i5-4）

**【第3期中期目標期間に係る特記事項】**

○ **法曹実務家の招聘**

学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、法曹界で活躍中の実務家をゲスト・スピーカーとして招聘し、学生に、専門職としての実務法曹及び法曹資格について具体的なイメージを涵養する授業（「法律家と現代社会」）など、学問と実務の法学を架橋するような授業を実施している。 [5. 3]

○ **大学教育と実務の架橋**

現実社会での豊富な実務経験を有する教員を有し、大学での教育と実務の現場の橋渡しを行うような授業を多数開講している。こうした教員の例として、青木孝之教授（元裁判官）、阿部博友教授（総合商社）、田中和明教授（信託銀行）、秋山信将教授（外務省）をあげられる。 [5. 3]

○ **障害学生への合理的配慮**

①障害学生への合理的配慮については、本学部の学士課程教育専門委員が学内の関係部署（学生支援課、障害学生支援室など）と連携する形で、各学生の状況とニーズに応じて必要な合理的配慮について考慮し、そのために必要な履修指導を行っている。

②障害学生の履修する授業に対しては優先的に TA を配置することが、本学部内部の基本方針となっている。 [5. 1]

**<必須記載項目6 成績評価>**

**【基本的な記載事項】**

- ・ 成績評価基準（別添資料 3203-i6-1）
- ・ 成績評価の分布表（別添資料 3203-i6-2）
- ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料（別添資料 3203-i6-3）

**【第3期中期目標期間に係る特記事項】**

○ **成績証明書への GPA の記載**

質の保証された大学教育を展開するため、累積 GPA (Grade Point Average) を成績証明書に記載し、成績証明書には不合格科目を含むようにすることで、修了した学生の学問的達成の水準についてより明確に示すことにしている。 [6. 1]

○ **成績ガイドラインの適用**

20 人を超える授業については成績評価ガイドラインが適用される。これは「A+及び A 評価の取得者数は、A+・A・B・C 評価取得者数の合計の 3 分の 1 以下とする。また、A+評価の取得者数は、A+・A 評価者数の 3 分の 1 以下とする」もので

## 一橋大学法学部 教育活動の状況

あり、成績評価基準を明確にすることで、対外的に大学教育の質を保証しようとするものである。[6.1]

### <必須記載項目7 卒業（修了）判定>

#### 【基本的な記載事項】

- ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定（別添資料 3203-i7-1）
- ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料（別添資料 3203-i7-2）

#### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

##### ○ 法学部卒業生平均 GPA の比較

新カリキュラムがスタートした 2016 年度以降の卒業生（卒業時）の平均 GPA は社会学部に次いで高い。また、4 年生は履修単位が少なく新カリキュラムの導入効果が出始めるのは 2017 年度以降と考えられるところ、A+が導入されたことを考慮しても、2017 年度以降、卒業生の平均 GPA が顕著に上昇しており、学習効果が上がっていることがうかがわれる。（別添資料 3203-i7-3）

##### ○ 法学部卒業生大学院進学率

専門職大学院への進学者が多いことも法学部の特徴であるが、加えて、研究者養成が喫緊の課題となる中、毎年一定数の学生が、研究者を志望して修士課程（法学・国際関係専攻）に進学している。（別添資料 3203-i7-3）【再掲】

### <必須記載項目8 学生の受入>

#### 【基本的な記載事項】

- ・ 学生受入方針が確認できる資料（別添資料 3203-i8-1）
- ・ 入学者選抜確定志願状況における志願倍率（文部科学省公表）
- ・ 入学定員充足率（別添資料 3203-i8-2）
- ・ 指標番号 1～3、6～7（データ分析集）

#### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 様々なバックグラウンドを持つ多様な学生を受け入れ、また学内におけるグローバルな教育環境の形成・維持に資するため、本学部では、一般入試に加えて、外国学校出身者入試、私費外国人留学生入試を実施している。[8.1]
- 他面的・総合的な入学者選抜を行い、多様な評価基準を用いる推薦入試制度を 2018 年度から開始した。[8.1]

<選択記載項目A 教育の国際性>

【基本的な記載事項】

- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数（別添資料 3203-i4-4）【再掲】
- ・ 指標番号3、5（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 本学部学生の留学状況

留学した本学部学生の「協定等に基づく留学期間別日本人留学生数」のうち、6カ月以上の留学を行ったものは、2016年度が15人、2017年度は12人、2018年度は18人となっている。ただし、これ以外にも、短期留学や、長期休暇中の語学研修、サマースクールに参加する者もあり、長期・短期の合計では2017年度に115人を派遣した。なお在学生海外派遣率は14.4%となっている。[A.1]

○ 英語による講義科目の拡充

2014年度以降、英語で講義される専門科目の拡充に取り組んできた。2019年9月現在、英語で開講される科目は16科目である。これらの科目には、海外で博士号を取得した日本人教員が担当するほか、シンガポール国立大学などの海外の有力大学の教員を集中講義の講師として招聘している。英語科目には、日本人学生のみならず、長期・短期の留学生が数多く履修しており、学内における学習環境のグローバル化と、英語による知識の取得や発信力の向上に貢献している。[A.1]

○ 法学部グローバル・リーダーズ・プログラム（GLP）

グローバルに活躍可能なリーダーを育成することを目的とした「法学部グローバル・リーダーズ・プログラム（GLP）」を2017年度に開始し、2018年度までに三十数人を選抜してきた。英語で授業やディスカッション中心のゼミなどを履修させたのち、さらにハーバード大学、パリ政治学院、ソウル大学をはじめ、多くの海外有力大学に8か月以上の長期留学へと送り出している。[A.1]

○ 海外有力大学との合同授業

2017年度以降、GLP指定科目として英国・ベルギー・韓国・中国・香港・台湾を訪問先とする「GLP国際セミナー」を設置した。これは、ケンブリッジ大学、ルーヴェン・カトリック大学、ソウル大学、台北大学、香港中文大学、上海交通大学などを訪問し、双方の学生がプレゼンテーションとディスカッションを行う合同授業であり、毎年4科目開講している。これらはGLP以外の学部生・大学院生も履修可能であり、彼らの参加を促すため渡航費の補助を支給している。[A.1]

○ 学問へのあこがれの涵養

学問へのあこがれを学生に持たせ、当該分野における最先端の研究に関する知見を得たり、グローバルな実務の現場について知識を得る機会とすべく、国外から積極的に研究者や実務家を招聘してセミナーや講演会、シンポジウムを実施し、学部学生の参加を促している。[A.1]（別添資料 3203-iA-1～2）

<選択記載項目C 教育の質の保証・向上>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 新カリキュラムの実施とその改善

2017年度に全学で実施された学期制改革に合わせて、2015年度にそれに先駆けて新カリキュラムへの移行を開始し、2017年度から全面的に新カリキュラムを実施した。この移行計画に沿って2015年度以来、PDCAのサイクルを2年ごとに行い、教育内容の最適化を継続的に図っている。具体的には学業成績優秀者の算出方法や期末試験時の講義回数など、履修ルールの調整を行っている。[C.1]

○ 他学部科目履修の義務付け

2017年度より、後期課程への進学要件及び卒業要件に他学部科目の履修を義務付けた。これにより、従来の要件でも重視されてきた深い専門的な知識を涵養することに加えて、幅広い、学際的な視野を得ることを目指している。[C.0]

○ 20人を超える授業については「A+及びA評価の取得者数は、A+・A・B・C評価取得者数の合計の3分の1以下とする。また、A+評価の取得者数は、A+・A評価者数の3分の1以下とする」という成績評価ガイドラインを適用し、そのうえで、累積GPA(Grade Point Average)を成績証明書に記載している。これによって、対外的に大学教育の質を保証しようとするものである。[C.0]

<選択記載項目D 高度専門職業人の育成>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 学部・大学院5年一貫教育プログラム(国際関係論・国際政治史)

高度専門職業人の育成に向けて本学部と法学研究科大学院での教育の連携を図るため、2019年度から「学部・大学院5年一貫教育プログラム(国際関係論・国際政治史)」を開始した。これは、当該分野に関心のある優秀な学生に、学士入学から最短5年間で学士号と修士号の取得を可能とするものである。選考は3年次の1月(海外留学した学生については4年次9月)に行い、合格者には4年次進学後、大学院の開講科目を履修することが許される。[D.1]

○ 法曹コースの設置

高度専門職業人の一翼である法曹・法務人材の育成強化のために、2020年度から「法曹コース」を設置する。これによって、これまで多くの成果を上げてきた本学の法科大学院と接合する、法学部3年+法科大学院2年を融合した5年一貫の新たな法曹養成の仕組みとなる。[D.1]

## 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

### <必須記載項目1 卒業（修了）率、資格取得等>

#### 【基本的な記載事項】

- ・ 標準修業年限内卒業（修了）率（別添資料 3203-ii1-1）
- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（別添資料 3203-ii1-2）
- ・ 指標番号 14～20（データ分析集）

#### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

##### ○ 卒業状況

本学部の学士課程入学者の卒業状況について、2014年度の標準修業年限内（4年）卒業率は77.7%、「標準修業年限×1.5」年（6年）内卒業率は98.3%となっている。[1.1]

##### ○ FDとしての授業評価アンケート

担当教員が、学生の学業成果を把握し、また学生からのフィードバックを行うことによるFDの取組として、全学生に対して授業評価アンケートを行っている。アンケートの結果は教務課がまとめ、担当教員が確認することができる。[1.3]

### <必須記載項目2 就職、進学>

#### 【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 21～24（データ分析集）

#### 【第3期中期目標期間に係る特記事項】

##### ○ 卒業生の進路の概要

2018年度法学部卒業生の主な進路のうち大学院進学者は35人で、そのうち法科大学院進学者は23人（本学17人、他大学法科大学院6人）であり、本学部での教育を終えたのち法曹を目指す人材が多い。また、本学の法学研究科や国際・公共政策大学院（7人）をはじめ、他大学の大学院を目指す者（5人）など、進学して研究者や高度職業人を目指す人材が多いのも特徴である。（別添資料 3203-ii2-1）[2.1]

##### ○ 卒業生の就職先

また2018年度の卒業生の主な就職先は、公務員（国家公務員9人；地方公務員6人）、サービス業（27人）、製造業（11人）、貿易・商事（11人）となっているが、その他にも幅広い業種の民間企業に就職している。このように、公共・民間を問わず、幅広い場で活躍する人材を生み出している。（別添資料 3203-ii2-1）【再掲】[2.1]

<選択記載項目A 卒業（修了）時の学生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生からの意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料  
(別添資料 3203-iiA-1 )

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 授業評価アンケートの実施

内部質保証システムを機能させ、教育の質に改善向上を図るため、授業改善の方策の一環として、授業を受講した学生に講義について質問する授業評価アンケートを実施している。[A. 1]

<選択記載項目B 卒業（修了）生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料（別添資料 3203-iiB-1 ）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 「一橋大学における「社会から見た大学教育」に関する自己点検・評価報告書」の内容について

上記の別添資料 3203-iiB-1 「一橋大学における「社会から見た大学教育」に関する自己点検・評価報告書」は2018年に、法学及び国際関係について卒業して一定年度が過ぎた卒業生に対して実施されたコンピテンス調査である。この内容について、以下、特記事項との関連で重要なポイントを指摘する。

①**卒業生の満足度** 法学・国際関係のいずれの分野においても1996年よりも後の年次の卒業生の教育満足度が高くなっている。このことは、本学部が教育の柱としている二つの分野のいずれにおいても教育の質と内容の改善を続けてきた結果を反映したものと考えられる。[B. 1]

②**法曹人材養成への貢献** 上記報告書によると、法学分野においては、大学院卒業者は、学部卒と比べて習得内容と仕事内容の関連度合いが強い。これは法学部で法学を専攻した学生の進学先の多くが法科大学院であり、そこで法曹養成が行われていることを示していると考えられる。これは、法曹人材養成における本学部の貢献を示しているものであり、この傾向は、2020年度からの法曹コース設置でさらに強まるものと予想される。[B. 1]

③**国際性の高い教育の実施** 上記報告書からは、国際関係分野について、語学ができて発信力があるほど教育満足度が高いことや、「多様性の理解と国際感覚の涵養」に関連するコンピテンスが重要度、習得度のいずれにおいても高いことが示された。これは、通常の授業やゼミのみならず、国外の他大学との合同ゼミや、外部講師を招聘しての特別講義その他を通じて、本学部がこれまで力を入れてきたことの成果が表れていると同時に、GLPを通じた国際性の高い教育を

拡充しつつある現在の方向性の正しさを示している。[B. 1]

- ④**学部教育と大学院教育の連関性** さらに上記報告書からは、国際関係分野においても大学院で学んだ卒業生が、そうでない卒業生に比して、学部教育段階の専門教育をより深く理解し、教育全般に満足していることもわかる。このこともまた、学部・大学院5年一貫プログラムによって学部と大学院教育の連関性を強化し、さらにダブル・ディグリー・プログラムなどによって大学院進学の魅力強化していくことが、質の高い大学教育の展開にも資することを示している。[B. 1]

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標番号	データ・指標	指標の計算式
1. 学生入学・在籍状況データ	1	女性学生の割合	女性学生数／学生数
	2	社会人学生の割合	社会人学生数／学生数
	3	留学生の割合	留学生数／学生数
	4	正規課程学生に対する科目等履修生等の比率	科目等履修生等数／学生数
	5	海外派遣率	海外派遣学生数／学生数
	6	受験者倍率	受験者数／募集人員
	7	入学定員充足率	入学者数／入学定員
	8	学部生に対する大学院生の比率	大学院生総数／学部学生総数
2. 教職員データ	9	専任教員あたりの学生数	学生数／専任教員数
	10	専任教員に占める女性専任教員の割合	女性専任教員数／専任教員数
	11	本務教員あたりの研究員数	研究員数／本務教員数
	12	本務教員総数あたり職員総数	職員総数／本務教員総数
	13	本務教員総数あたり職員総数(常勤、常勤以外別)	職員総数(常勤)／本務教員総数 職員総数(常勤以外)／本務教員総数
3. 進級・卒業データ	14	留年率	留年者数／学生数
	15	退学率	退学者・除籍者数／学生数
	16	休学率	休学者数／学生数
	17	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	18	卒業・修了者のうち標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了率	標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	19	受験者数に対する資格取得率	合格者数／受験者数
	20	卒業・修了者数に対する資格取得率	合格者数／卒業・修了者数
	21	進学率	進学者数／卒業・修了者数
	22	卒業・修了者に占める就職者の割合	就職者数／卒業・修了者数
4. 卒業後の進路データ	23	職業別就職率	職業区分別就職者数／就職者数合計
	24	産業別就職率	産業区分別就職者数／就職者数合計

※ 一部の指標（指標番号8、12～13）については、国立大学全体の指標のため、学部・研究科等ごとの現況調査表の指標には活用しません。